

新型コロナウイルスの出席停止期間について

出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。（無症状の場合、検体を採取した日から5日を経過するまで。）

〈期間の数え方〉

発症した日を0日目とし、翌日からの日数を数えます。

症状が軽快した日、その日は日数に数えず、翌日から日数を数えます。

そのため最短で、6日目から登校できることになります。（無症状の場合も同様）

	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
1日目に軽快	発症	軽快	軽快後 1日				登校可		
2日目に軽快	発症	症状 継続	軽快	軽快後 1日			登校可		
3日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1日		登校可		
4日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1日	登校可		
5日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1日	登校可	
6日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1日	登校可